

令和3年度

城里町行政評価報告書

目 次

1. 城里町の行政評価システムの概要	1
(1) 行政評価制度導入の背景	1
(2) 行政評価制度の目的	1
(3) 町の行政評価システムの内容	1
2. 令和3年度の評価結果	3
(1) 事務事業評価	3
(2) 施策評価	5
3. 行政評価制度の導入効果	6
(1) 事務事業評価の効果	6
(2) 施策評価の効果	6
(3) 評価結果の活用	6
(4) 今後の展開	7
4. 資料	
・事務事業評価シート	8
・施策評価シート	9
・令和3年度 事務事業評価及び施策評価結果一覧	10

1. 城里町の行政評価システムの概要

(1) 行政評価制度導入の背景

地方分権の進展、町民ニーズの多様化・高度化、少子高齢化の進行、財政状況の悪化など、町を取り巻く環境が大きく変化しています。

このような中、総合計画に掲げた町の将来像である「人と自然が響きあいともに輝く住みよいまち」の実現を目指し、町の実情にあった施策を自らの責任において判断し実施することが求められています。

このためには、現在実施している施策、事務事業について必要性や有効性を見直し、今後に向け改善を進めるとともに、必要な施策等には重点的に資源を配分することが必要になります。

そこで、施策や事務事業の現状や今後の改善事項を明らかにし、効果的な資源配分に活用するため、平成20年度から3カ年の計画で行政評価制度を導入しました。

(2) 行政評価制度の目的

行政評価制度の導入にあたり、制度導入目的として、次の3つを定めました。

① 不断に改善する町役場

町を取り巻く環境の変化が激しく、また、財政状況の厳しさが増す中、常に取り組みを振り返り、見直しを行うことで政策形成能力を向上し、町民生活の向上を図ります。

② 職員の意識の改革

職員が、行政活動の実施により、町民に対してどのような成果をもたらされたかを常に意識し行動するようにします。

また、資源の効率的な活用を図ることを常に意識するようにします。

③ 町民への説明責任の遂行

町が実施する施策や事業の内容と実施状況を町民に説明することで、町政の透明性を高め、説明責任を果たします。

(3) 町の行政評価システムの内容

① 評価の対象

総合計画の実現に向け、町全体の最適化を目指すため、施策と事務事業の2階層の評価を実施します。

施策評価は、総合計画に示された基本施策を評価対象にしています。

また、事務事業評価は、基本施策の実現手段として、一つの成果が見込まれる単位のうち、予算を伴うものを事務事業として評価対象にしています。

② 評価の主体

評価は、職員が実施する「内部評価」により実施します。

③ 評価時期

年度終了後に、終了した取り組みを評価する「事後評価」を実施します。具体的には、出納整理期間終了後に第2次城里町総合計画の施策体系別に整理された事務事業について「事務事業評価」を実施します。評価責任者は、事務事業を所管する課局の長となります。また、事務事業評価に引き続き、第2次城里町総合計画に位置づけられた主要施策について「施策評価」を実施します。評価責任者は、主要施策の実施を主に担う課局の長となります。

④ 評価の視点

ア 事務事業評価

- ・目的の妥当性

そもそも事務事業を実施する必要があるといえるかを判断します。

- ・町関与の妥当性

目的が妥当であり実施することが必要であるとしても、その事務事業を、はたして町が主体となって実施する必要があるのかを判断します。

- ・有効性

事業の内容、実施状況から、事業の目的がどの程度達成されたか、目的達成に役立ったかを判断します。

- ・効率性

予算の執行状況や実施手法から、事業が無駄なく効率的に行われているかを判断します。

イ 施策評価

施策評価では、施策の現況、施策を取り巻く環境の変化を把握し、今後の施策の方向性を検討します。また、施策に連なる事務事業について、施策目的への貢献度を判断し、事業の今後の方向性を判断します。

⑤ 施策評価と事務事業評価の違い

城里町では、施策、事務事業の2階層の評価を実施しています。それぞれの評価の役割は次のとおりです。

	施策評価	事務事業評価
手 法	・ 総合計画の実現に向け、今後の各施策の進め方⇒大局的な視点	・ 成果志向への体質改善や職員の意識改革を目的とする担当課の事務改善ツール
評価の視点	・ 総合計画の進捗管理（施策目的の達成状況） ・ 事務事業の優先順位付け（経営資源配分）	・ 妥当性 ・ 有効性 ・ 効率性
成果の考え方	・ 施策目的の達成	・ 内部管理事務など成果として捉えにくいものがあるが、事務改善の視点として評価は可能
評価の効果	・ 新規・重要事業の立案、既存事業の見直し（改革）、資源（予算・人材）の配分	・ 事務や事業の点検（改善）

2. 令和3年度の評価結果

(1) 事務事業評価

事務事業評価では、実施した事務事業の内容、実施状況やコストの状況の振り返りを行います。また、振り返りの結果、事業の課題や改善策を検討します。これにより、事務事業のPDCAサイクルを確立し、職員の成果志向、政策形成能力を高めます。

① 評価事業数 161 事業

※評価実施した事業選定の考え方

- 1 町民にサービスを提供するもの
- 2 町民に直接サービスを提供するものではないが、説明が必要なもの
- 3 その他内部事業

② 評価結果の概要

事業の方向性の状況は、事業の継続（拡充・方法改善）が155事業（96.2%）を占め、事業の継続（縮小）及び事業の廃止・他事業との統合を検討が6事業（3.8%）となりました。

予算の方向性の状況は、拡充・現状維持が合わせて154事業（95.6%）、縮小及び事業の廃止・他事業との統合を検討が7事業（4.4%）となりました。

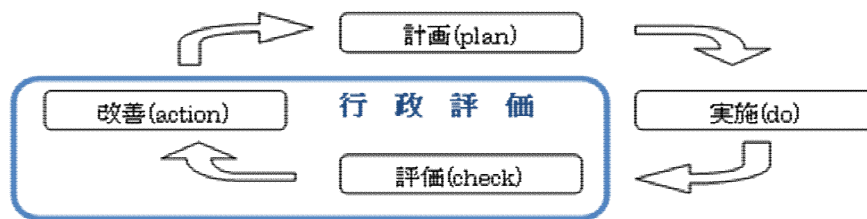
令和2年度評価結果と比較すると、割合は概ね変更ありません。

事業の方向性	事業数	割合 (%)
A：継続（拡充）	25	15.5
B：継続（方法改善）	130	80.7
C：継続（縮小）	3	1.9
D：廃止・他事業との統合の検討	3	1.9

予算の方向性	事業数	割合 (%)
A：拡充	22	13.7
B：現状維持	132	81.9
C：縮小	4	2.5
D：廃止・他事業との統合を検討	3	1.9

※PDCAサイクルのイメージ

これまでの行政活動は、計画(plan)→実施(do)の連続であったことから、評価(check)と改善(action)という機能を取り入れて次の計画につなげること。



・総合計画に示された施策体系別の評価事業数

章一節	主要施策名	事業数	章一節	主要施策名	事業数
1-2	道路・交通体系の整備	5	3-5	消費者保護の推進	1
1-3	上・下水道の整備	10	3-6	住みたくなるまち、働きたくなるまちの構築	0
1-4	公園・緑地の整備と緑化の推進	1	4-1	ともに社会を生き抜く力を身に着ける教育	7
1-5	情報通信網の整備・充実	1	4-2	安心して学べる教育環境の整備	5
1-6	景観の形成	2	4-3	生涯にわたって学べる環境の整備	18
1-7	住宅地・住宅の整備	2	4-4	郷土の文化の継承と文化財の保護	3
1-8	消防・救急体制の強化と防災の推進	3	5-1	自然環境の保全	2
1-9	防犯・交通安全対策の推進	4	5-2	循環型社会の形成	4
2-1	地域福祉の充実	4	5-3	低炭素社会の形成	1
2-2	子育て支援の充実	6	6-1	住民主体のまちづくり	2
2-3	高齢者福祉の充実	6	6-2	多様な交流の推進	1
2-4	障害者福祉の充実	2	6-3	人権尊重と男女共同参画社会の推進	1
2-5	保健・医療の充実	7	6-4	行財政運営の合理化・効率化	12
2-6	社会保障制度の充実	18	6-5	広域行政の推進	0
3-1	農林業の振興	29		計	161
3-2	商工業の振興	1			
3-3	観光・レクリエーションの振興	3		合計	161

(2) 施策評価

施策評価では、総合計画に示された主要施策を単位として、施策目的の達成状況を検証するとともに、主要施策を構成する事務事業について、施策目的の達成の観点から優先度を設定します。

また、設定した優先度に基づき、主要施策を構成する事務事業の予算等の方向性や、事業の課題や改善策を検討します。これにより、町の行政の基本方針である総合計画の達成を職員に意識づけ、事務事業についても、総合計画の実現の観点からメリハリをつけることに活用します。

① 評価施策数 33 施策

② 評価結果の概要

施策目的の達成状況では、目標を上回る施策が4施策(12.1%)、概ね目標を達成した施策が24施策(72.7%)、目標を下回る施策が5施策(15.2%)となりました。

また、主要施策の取り組み方針では、重点化して実施が15施策(45.5%)、現状維持が18施策(54.5%)、縮小して実施と判定された事業はありませんでした。今後、財政状況や職員数などの経営資源の減少が予想され、施策の優先度を明確にすることが必要です。

施策目的の達成状況	施策数	割合 (%)
A：目標を上回る	4	12.1
B：概ね目標を達成	24	72.7
C：目標を下回る	5	15.2

前期計画での取り組み方針	施策数	割合 (%)
A：重点化して実施	15	45.5
B：現状維持	18	54.5
C：縮小して実施	0	0.0

3. 行政評価制度の導入効果

(1) 事務事業評価の効果

今回の評価結果では、評価事業数が前年度の165事業から161事業に減少しました。これは、職員が今後の方向性を検討する際に、事業を広い視点から検討し、費用対効果を意識したと考えられ、これまで以上に成果やコストを意識するようになった結果といえます。

また、事業の方向性が「廃止・他事業との統合を検討」と判定された事業数が3事業であり、次年度類似事業との統合や事業の廃止が進むことが予想されます。

(2) 施策評価の効果

施策評価を実施することで、「総合計画（主要施策）の目的の達成」を念頭に置いた施策展開を図ることが可能となります。具体的には、主要施策の現状を把握した上で、主要施策を構成する複数の事務事業を「主要施策の目的達成」の観点から相対的に評価します。

相対的な評価により、主要施策の目的達成により貢献する事務事業を明らかにし、今後の方向性を示します。その方向性に基づき、次年度の予算編成を実施することで、予算の配分をより効果的なものとすることができ、限られた資源の有効活用につながります。

(3) 評価結果の活用

① 予算への反映

ア 担当課による予算検討への活用

施策評価において、施策目的の達成の観点から事務事業の優先度、今後の方向性を定めており、今回の評価結果に基づき、事務事業の今後の課題・改善点を検討します。

これにより、施策目的の実現に向け、効率的・効果的な事業展開を図るため、メリハリのある予算要求を実現します。

イ 予算編成への活用

今後の予算編成において、行政評価の手法を事業内容や実施主体の見直し、廃止を含め事業継続の是非等の判断に活用するよう、予算編成方針に盛り込みました。

また、予算査定時には、事業の実施状況や優先度などの評価結果を基に、担当課へのヒアリング等を実施し、評価結果を予算編成に活用します。

② 目標管理への活用

施策評価を実施することで、日々の業務と総合計画の関係が明確になるとともに、予算の検討時の協議により、課局長の考える今後の施策展開を課局内で共有することができます。これにより、総合計画の実現を前提として、課局の方針に基づき、自らが何をすべきかを検討することが可能となり、意味のある年間目標の設定が可能となります。

(4) 今後の展開

① 施策評価結果の精緻化

施策評価では、総合計画の将来像を実現するため、実現手段である施策の今後の方向性を検討します。また、今後の方向性に基づき、施策の実施手段である事務事業を施策の実現の観点から相対的に評価します。今後、予算・職員といった行政運営に欠かすことのできない資源が減少することが予想されますので、より一層メリハリ付けが重要になります。このため、施策評価による貢献度の検討等を精緻化し、メリハリ付けに活用することが必要です。

② 施策間の優先順位付け

現行の施策評価は、各施策を絶対評価しており、総合計画実現の観点からの施策間の優先度を設定することができません。今後、予算・職員といった行政運営に欠かすことのできない資源が減少することが予想されるなか、より、効果的・効率的に総合計画の実現を目指すためには、優先的に取り組む施策を明確にし、資源を有効に活用することが重要です。このため、施策間の優先度を決定する場を設置する必要があります。

③ 職員の意識啓発の継続

これまでの取り組みにより、職員の意識が高まっていると考えられます。職員の間には制度が浸透したことから、職員の意識をさらに高めていくことが必要です。このため、職員が行政評価を意味のあるものと考え、真剣に取り組むよう、継続して職員の意識啓発を行います。

また、施策評価の実施により事務事業を相対的に検討し、その優先度を評価する必要があるため、幹部職員がマネジメントを意識して評価に取り組むよう、意識や理解を高めるための取り組みを実施します。

4. 資料

- ・事務事業評価一覧表（様式）
- ・施策評価シート（様式）
- ・施策評価結果一覧表

目 次

1. 城里町の行政評価システムの概要	1
(1) 行政評価制度導入の背景	1
(2) 行政評価制度の目的	1
(3) 町の行政評価システムの内容	1
2. 令和3年度の評価結果	3
(1) 事務事業評価	3
(2) 施策評価	5
3. 行政評価制度の導入効果	6
(1) 事務事業評価の効果	6
(2) 施策評価の効果	6
(3) 評価結果の活用	6
(4) 今後の展開	7
4. 資料	
・事務事業評価シート	8
・施策評価シート	9
・令和3年度 事務事業評価及び施策評価結果一覧	10

1. 城里町の行政評価システムの概要

(1) 行政評価制度導入の背景

地方分権の進展、町民ニーズの多様化・高度化、少子高齢化の進行、財政状況の悪化など、町を取り巻く環境が大きく変化しています。

このような中、総合計画に掲げた町の将来像である「人と自然が響きあいともに輝く住みよいまち」の実現を目指し、町の実情にあった施策を自らの責任において判断し実施することが求められています。

このためには、現在実施している施策、事務事業について必要性や有効性を見直し、今後に向け改善を進めるとともに、必要な施策等には重点的に資源を配分することが必要になります。

そこで、施策や事務事業の現状や今後の改善事項を明らかにし、効果的な資源配分に活用するため、平成20年度から3カ年の計画で行政評価制度を導入しました。

(2) 行政評価制度の目的

行政評価制度の導入にあたり、制度導入目的として、次の3つを定めました。

① 不断に改善する町役場

町を取り巻く環境の変化が激しく、また、財政状況の厳しさが増す中、常に取り組みを振り返り、見直しを行うことで政策形成能力を向上し、町民生活の向上を図ります。

② 職員の意識の改革

職員が、行政活動の実施により、町民に対してどのような成果をもたらされたかを常に意識し行動するようにします。

また、資源の効率的な活用を図ることを常に意識するようにします。

③ 町民への説明責任の遂行

町が実施する施策や事業の内容と実施状況を町民に説明することで、町政の透明性を高め、説明責任を果たします。

(3) 町の行政評価システムの内容

① 評価の対象

総合計画の実現に向け、町全体の最適化を目指すため、施策と事務事業の2階層の評価を実施します。

施策評価は、総合計画に示された基本施策を評価対象にしています。

また、事務事業評価は、基本施策の実現手段として、一つの成果が見込まれる単位のうち、予算を伴うものを事務事業として評価対象にしています。

② 評価の主体

評価は、職員が実施する「内部評価」により実施します。

③ 評価時期

年度終了後に、終了した取り組みを評価する「事後評価」を実施します。具体的には、出納整理期間終了後に第2次城里町総合計画の施策体系別に整理された事務事業について「事務事業評価」を実施します。評価責任者は、事務事業を所管する課局の長となります。また、事務事業評価に引き続き、第2次城里町総合計画に位置づけられた主要施策について「施策評価」を実施します。評価責任者は、主要施策の実施を主に担う課局の長となります。

④ 評価の視点

ア 事務事業評価

- ・目的の妥当性

そもそも事務事業を実施する必要があるといえるかを判断します。

- ・町関与の妥当性

目的が妥当であり実施することが必要であるとしても、その事務事業を、はたして町が主体となって実施する必要があるのかを判断します。

- ・有効性

事業の内容、実施状況から、事業の目的がどの程度達成されたか、目的達成に役立ったかを判断します。

- ・効率性

予算の執行状況や実施手法から、事業が無駄なく効率的に行われているかを判断します。

イ 施策評価

施策評価では、施策の現況、施策を取り巻く環境の変化を把握し、今後の施策の方向性を検討します。また、施策に連なる事務事業について、施策目的への貢献度を判断し、事業の今後の方向性を判断します。

⑤ 施策評価と事務事業評価の違い

城里町では、施策、事務事業の2階層の評価を実施しています。それぞれの評価の役割は次のとおりです。

	施策評価	事務事業評価
手 法	・ 総合計画の実現に向け、今後の各施策の進め方⇒大局的な視点	・ 成果志向への体質改善や職員の意識改革を目的とする担当課の事務改善ツール
評価の視点	・ 総合計画の進捗管理（施策目的の達成状況） ・ 事務事業の優先順位付け（経営資源配分）	・ 妥当性 ・ 有効性 ・ 効率性
成果の考え方	・ 施策目的の達成	・ 内部管理事務など成果として捉えにくいものがあるが、事務改善の視点として評価は可能
評価の効果	・ 新規・重要事業の立案、既存事業の見直し（改革）、資源（予算・人材）の配分	・ 事務や事業の点検（改善）

2. 令和3年度の評価結果

(1) 事務事業評価

事務事業評価では、実施した事務事業の内容、実施状況やコストの状況の振り返りを行います。また、振り返りの結果、事業の課題や改善策を検討します。これにより、事務事業のPDCAサイクルを確立し、職員の成果志向、政策形成能力を高めます。

① 評価事業数 161 事業

※評価実施した事業選定の考え方

- 1 町民にサービスを提供するもの
- 2 町民に直接サービスを提供するものではないが、説明が必要なもの
- 3 その他内部事業

② 評価結果の概要

事業の方向性の状況は、事業の継続（拡充・方法改善）が155事業（96.2%）を占め、事業の継続（縮小）及び事業の廃止・他事業との統合を検討が6事業（3.8%）となりました。

予算の方向性の状況は、拡充・現状維持が合わせて155事業（96.2%）、縮小及び事業の廃止・他事業との統合を検討が6事業（3.8%）となりました。

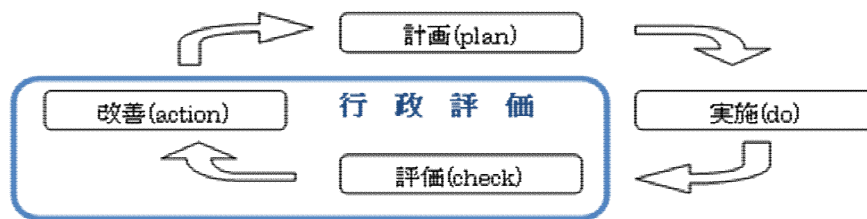
令和2年度評価結果と比較すると、割合は概ね変更ありません。

事業の方向性	事業数	割合 (%)
A：継続（拡充）	25	15.5
B：継続（方法改善）	130	80.7
C：継続（縮小）	3	1.9
D：廃止・他事業との統合の検討	3	1.9

予算の方向性	事業数	割合 (%)
A：拡充	22	13.6
B：現状維持	133	82.6
C：縮小	3	1.9
D：廃止・他事業との統合を検討	3	1.9

※PDCAサイクルのイメージ

これまでの行政活動は、計画(plan)→実施(do)の連続であったことから、評価(check)と改善(action)という機能を取り入れて次の計画につなげること。



・総合計画に示された施策体系別の評価事業数

章一節	主要施策名	事業数	章一節	主要施策名	事業数
1-2	道路・交通体系の整備	5	3-5	消費者保護の推進	1
1-3	上・下水道の整備	10	3-6	住みたくなるまち、働きたくなるまちの構築	0
1-4	公園・緑地の整備と緑化の推進	1	4-1	ともに社会を生き抜く力を身に着ける教育	7
1-5	情報通信網の整備・充実	1	4-2	安心して学べる教育環境の整備	5
1-6	景観の形成	2	4-3	生涯にわたって学べる環境の整備	18
1-7	住宅地・住宅の整備	2	4-4	郷土の文化の継承と文化財の保護	3
1-8	消防・救急体制の強化と防災の推進	3	5-1	自然環境の保全	2
1-9	防犯・交通安全対策の推進	4	5-2	循環型社会の形成	4
2-1	地域福祉の充実	4	5-3	低炭素社会の形成	1
2-2	子育て支援の充実	6	6-1	住民主体のまちづくり	2
2-3	高齢者福祉の充実	6	6-2	多様な交流の推進	1
2-4	障害者福祉の充実	2	6-3	人権尊重と男女共同参画社会の推進	1
2-5	保健・医療の充実	7	6-4	行財政運営の合理化・効率化	12
2-6	社会保障制度の充実	18	6-5	広域行政の推進	0
3-1	農林業の振興	29		計	161
3-2	商工業の振興	1			
3-3	観光・レクリエーションの振興	3		合計	161

(2) 施策評価

施策評価では、総合計画に示された主要施策を単位として、施策目的の達成状況を検証するとともに、主要施策を構成する事務事業について、施策目的の達成の観点から優先度を設定します。

また、設定した優先度に基づき、主要施策を構成する事務事業の予算等の方向性や、事業の課題や改善策を検討します。これにより、町の行政の基本方針である総合計画の達成を職員に意識づけ、事務事業についても、総合計画の実現の観点からメリハリをつけることに活用します。

① 評価施策数 33 施策

② 評価結果の概要

施策目的の達成状況では、目標を上回る施策が4施策(12.1%)、概ね目標を達成した施策が24施策(72.7%)、目標を下回る施策が5施策(15.2%)となりました。

また、主要施策の取り組み方針では、重点化して実施が15施策(45.5%)、現状維持が18施策(54.5%)、縮小して実施と判定された事業はありませんでした。今後、財政状況や職員数などの経営資源の減少が予想され、施策の優先度を明確にすることが必要です。

施策目的の達成状況	施策数	割合 (%)
A：目標を上回る	4	12.1
B：概ね目標を達成	24	72.7
C：目標を下回る	5	15.2

前期計画での取り組み方針	施策数	割合 (%)
A：重点化して実施	15	45.5
B：現状維持	18	54.5
C：縮小して実施	0	0.0

3. 行政評価制度の導入効果

(1) 事務事業評価の効果

今回の評価結果では、評価事業数が前年度の165事業から161事業に減少しました。これは、職員が今後の方向性を検討する際に、事業を広い視点から検討し、費用対効果を意識したと考えられ、これまで以上に成果やコストを意識するようになった結果といえます。

また、事業の方向性が「廃止・他事業との統合を検討」と判定された事業数が3事業であり、次年度も類似事業との統合や事業の廃止が進むことが予想されます。

(2) 施策評価の効果

施策評価を実施することで、「総合計画（主要施策）の目的の達成」を念頭に置いた施策展開を図ることが可能となります。具体的には、主要施策の現状を把握した上で、主要施策を構成する複数の事務事業を「主要施策の目的達成」の観点から相対的に評価します。

相対的な評価により、主要施策の目的達成により貢献する事務事業を明らかにし、今後の方向性を示します。その方向性に基づき、次年度の予算編成を実施することで、予算の配分をより効果的なものとすることができ、限られた資源の有効活用につながります。

(3) 評価結果の活用

① 予算への反映

ア 担当課による予算検討への活用

施策評価において、施策目的の達成の観点から事務事業の優先度、今後の方向性を定めており、今回の評価結果に基づき、事務事業の今後の課題・改善点を検討します。

これにより、施策目的の実現に向け、効率的・効果的な事業展開を図るため、メリハリのある予算要求を実現します。

イ 予算編成への活用

今後の予算編成において、行政評価の手法を事業内容や実施主体の見直し、廃止を含め事業継続の是非等の判断に活用するよう、予算編成方針に盛り込みました。

また、予算査定時には、事業の実施状況や優先度などの評価結果を基に、担当課へのヒアリング等を実施し、評価結果を予算編成に活用します。

② 目標管理への活用

施策評価を実施することで、日々の業務と総合計画の関係が明確になるとともに、予算の検討時の協議により、課局長の考える今後の施策展開を課局内で共有することができます。これにより、総合計画の実現を前提として、課局の方針に基づき、自らが何をすべきかを検討することが可能となり、意味のある年間目標の設定が可能となります。

(4) 今後の展開

① 施策評価結果の精緻化

施策評価では、総合計画の将来像を実現するため、実現手段である施策の今後の方向性を検討します。また、今後の方向性に基づき、施策の実施手段である事務事業を施策の実現の観点から相対的に評価します。今後、予算・職員といった行政運営に欠かすことのできない資源が減少することが予想されますので、より一層メリハリ付けが重要になります。このため、施策評価による貢献度の検討等を精緻化し、メリハリ付けに活用することが必要です。

② 施策間の優先順位付け

現行の施策評価は、各施策を絶対評価しており、総合計画実現の観点からの施策間の優先度を設定することができません。今後、予算・職員といった行政運営に欠かすことのできない資源が減少することが予想されるなか、より、効果的・効率的に総合計画の実現を目指すためには、優先的に取り組む施策を明確にし、資源を有効に活用することが重要です。このため、施策間の優先度を決定する場を設置する必要があります。

③ 職員の意識啓発の継続

これまでの取り組みにより、職員の意識が高まっていると考えられます。職員の間には制度が浸透したことから、職員の意識をさらに高めていくことが必要です。このため、職員が行政評価を意味のあるものと考え、真剣に取り組むよう、継続して職員の意識啓発を行います。

また、施策評価の実施により事務事業を相対的に検討し、その優先度を評価する必要があるため、幹部職員がマネジメントを意識して評価に取り組むよう、意識や理解を高めるための取り組みを実施します。

4. 資料

- ・ 事務事業評価一覧表（様式）
- ・ 施策評価シート（様式）
- ・ 施策評価結果一覧表